

れいわ ねんとか みま ちちょう みていあんがた じぎょう ほしゅう
令和7年度加美町町民提案型まちづくり事業 募集のお知らせ

せいしょうねんていあんぶもん
【青少年提案部門】

「こんな加美町(かみまち)に
なったらいいな…」



かみまち すいしんか
《加美町 ひと・しごと推進課》

子どもたちが^{おも}想う『^{かたち}こんな加美町になったらいいな』を形にするために、
子どもたちが^{かんが}考えて^{おこな}行う、^{か み ま ち}加美町を^{かつどう}よくするための^{おうえん}活動を^{おんえん}応援します！



Q. ^{かつどう}どんな活動が^{たいしやう}対象になりますか？

- 自分たちの住む^{ちいき}地域や学校の周りなどを、もっと住みやすく、良いところにするために行う^{かつどう}活動で、『^{よろこ}たくさんの人が元気になるったり喜んでくれるような』^{かつどう}活動になることが大切です。

例えば・・・

- ▶自分たちが育てた花を、お年寄りのお家に^{としよ}配ったり、^{つうがくろ}通学路に^う植えたりする。
- ▶自分たちが考えて作ったメニューで、なべ祭りに^{まつり}参加する。
- ▶保育所や^{ようちえん}幼稚園、^{かいご}介護施設などに行き、歌やダンスなどを^{ひろ}披露する。
- ▶加美町の良いところをPRする、映像やポスターなどを作る。
- ▶^{ちいき}地域の食材（^{あゆ}わさび、^{あゆ}鮎など加美町ならではの食材）を使った料理を考える。
など。

Q. 対象とならない活動はありますか？

- ^{しゅうきやうてき}宗教的な活動や、特定の^{とくてい}団体や^{しょうにんすう}少人数の人だけが得をするような活動は^{ていあん}提案
することができません。

Q. ^{ひつよう}活動に必要なお金はいくらまでもらえますか？

- ひとつの活動に対して、最大 **10万円**のお金を**3年間**^{じよせい}助成します。

対象になるものは・・・

- ▶^{こうし}講師や^{せんもんか}専門家の人に^{しはら}支払うお礼金
- ▶活動するために借りた、物や会場などの代金
- ▶チラシやポスターなどの^{いんさつだい}印刷代
- ▶活動に使う^{ざいりやう}材料や^{ぶんぼうぐ}文房具、切手などの代金
など。



Q. ^{もう} ^こ申し込みができるのはどんな団体ですか？

●下の①～③の条件を全部満たす団体です。

- ①青少年代表者が、加美町に住んでいる、または加美町の学校等に通っていて、
5人以上で活動する。
- ②活動を助けてくれる大人（^{ほごしや}保護者や先生など）が1人以上いる。
- ③加美町で活動する。

《申し込みから活動までの流れ》

ひと・しごと推進課・小野田支所・宮崎支所、公民館にある
^{しよるい}書類①②をもらう



①【まちづくり活動の提案書】に自分たちのアイディアを書く

②【収支予算書】を、協力してくれる大人の方に書いてもらう



ひと・しごと推進課に①②の書類を提出する



ひと・しごと推進課が書類の確認をして、
助成が決まったら、団体にお知らせする



まちづくり活動をやる！！



〈大人の皆様へ〉

- 当事業を行うにあたってはまちづくり活動の提案書、収支予算書の他に提出いただく書類（補助金交付申請書、実績報告書、補助金請求書等）があります。詳しくは、町の担当者へご確認ください。
- 事業実施中の様子を写真等で撮影してください。また、撮影した写真の提供を担当課から依頼する場合がありますので、予めご了承下さい。
- 事業の実施前に補助金が必要な場合は、補助金概算払い請求書を提出していただくことで概算払いを行うことも可能です。
- 実施した事業を報告していただくために、事業実施報告会へ参加していただく必要があります。（事業実施の翌年度に開催予定。）※詳細は別途ご連絡いたします。



〈申込み・問合せ先〉

加美町役場 ひと・しごと推進課 協働推進係

〒981-4292

住 所：宮城県加美郡加美町字西田三番 5 番地

電 話：0229-63-5611

F A X：0229-63-2037

E-mail：hito-shigoto@town.kami.miyagi.jp

